

和ト協発第54号
令和6年6月3日

会 員 殿

(公社) 和歌山県トラック協会
会長 阪本 享三

令和6年度（第48回）和歌山県近代化基金融資公募の実施について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、トラック運送業界の近代化・合理化等推進のため、運輸事業振興助成交付金事業の一環として、令和6年度（第48回）和歌山県近代化基金融資公募要綱を交付金運営委員会に於いて決定致しましたので別添のとおりご案内申し上げます。

つきましては、貴社（店）におかれましては、別添要綱ご参照の上、所定の申込用紙により、本年6月17日から7月17日までに（当日消印有効）に県ト協宛申込み願います。（申込用紙が必要の方は、県ト協交付金課宛ご連絡下さい。また、和ト協ホームページ（<https://www.watokyo.org>）にも申込用紙を掲載しておりますのでご活用下さい。）

尚、申請総額が公募総枠を上回った場合は、公募期間終了後厳正な抽選により、推薦事業者を決定することとし、抽選に漏れた場合は、全ト協が行う調整融資に推薦させて頂きますが、公募枠の範囲内となるよう減額される場合があります。
（どちらも、融資条件、決定通知時期は同じです。）

敬 具

※利子補給決定通知時期は、9月下旬の予定です。

【お問い合わせ先】

（公社）和歌山県トラック協会 交付金課
〒640-8404 和歌山市湊1414番地
TEL 073-422-6771

第48回和歌山県近代化基金融資申込み公募要綱

●融資公募枠

総枠 8億円

- ①近代化基金公募（一般）
- ②低公害車および省エネ関連機器導入に係る融資の特例
- ③ポスト新長期規制適合車導入に係る融資の特例

※上記の融資につきましては重複申請は認められません。いずれか1つの申請となります。

●公募期間 令和6年6月17日から令和6年7月17日まで

●利子補給決定予定時期 令和6年9月下旬

●取扱金融機関 商工組合中央金庫和歌山支店

●融資対象者 貨物自動車運送事業法の許可を受け、和歌山県に本社を有し、かつ当県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者及びその共同体であって商工組合中央金庫と取引資格のあるもの。（予定を含む）

（注）融資機関は「商工中金」と定められているため、借り入れ申込みに当たっては、商工中金に出資している事業協同組合の構成員であり、資格を有していることが必要です。
したがって、資格を有さない申込者は、予め「商工中金」でご相談下さい。
商工中金和歌山支店 ☎ (073) 433-9933

●利子補給 ①利子補給は、借受人が商工中金に対して提出する念書（商工中金にて用意）に基づいて協会から商工中金に直接支払います。

②借受人が正当な理由なく申込に係る事業計画と異なったものに借入金を転用した場合は、利子補給を打切るとともに、既に受けた利子補給も繰り上げて償還していただきます。また、所定の償還期間を経過した借入金には利子補給を行いません。

●申込方法 所定の申込用紙により公募期間内にお申込み下さい。

●留意事項 ①企業が所属する組合を通じて、商工中金から融資を受ける「転貸方式」の利用ができる。

（注）転貸方式を利用した場合、信用保証協会の保証制度は利用出来ません。
転貸方式の融資額は、事業協同組合の融資限度には算入しません。
※詳しい内容については、商工中金、又は所属の事業協同組合にお問い合わせ下さい。

②推薦通知は、融資の決定とは異なる。推薦は、融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認し証明するものであり、その後取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定されます。

③推薦融資対象となるのは令和6年度において投資される資金であり、
投資時期は資金の支払い時期・車両の場合は支払い、登録時期により判断するものとする。

④自己資金等で設備代金を支払済みの場合は融資対象としない。
ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、令和6年4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」または「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済及び当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては融資対象とする。

⑤近代化基金融資借りについて、税金は所要資金に含まれませんが、
税金のうち消費税は所要資金に含むことができる。

●そ の 他

- ①融資申込について協会で対象事業の適格性を検討し、推薦の適否を決めて取扱い金融機関に推薦する。但し、貸出しの執行については、金融機関の判断によるものとする。
- ②受付は申込み順とし、申請総額が前記の融資総枠を上回った場合に限り、公募期間終了後、県ト協か全ト協どちらの融資にするか公正な抽選を実施し、中央全ト協に申込むこととする。
但し、中央全ト協で実施する近代化基金融資の応募額が、その公募額を上回る場合には、公平に調整のうえ一部減額して決定することがある。また、状況によっては受け入れられない場合もある。

1. 近代化基金融資（一般）

●融資対象事業

1. ト ラ ッ ク タ ニ マ ネ ル・配 送 セン タ ー 等 の 物 流 施 設 の 整 備 に 要 す る 資 金
 - ①ト ラ ッ ク 事 業 者 が 近 代 化・合 理 化 の た め の 事 務 機 器 等 の 設 置 購 入 に 要 す る 資 金
 - ②設 備 の 「 補 修 ・ 改 修 」 に 要 す る 資 金
 - ③自 家 用 燃 料 供 給 施 設 整 備 に 要 す る 資 金
2. 人 材 確 保 及 び 生 産 性 向 上 の た め の 設 備 に 要 す る 資 金
 - ①福 利 厚 生 施 設 の 整 備 に 要 す る 資 金
(男 女 別 施 設 (ト イ レ・更 衣 室・休 憩 室 等) を 含 む)
 - ②荷 役 機 器 購 入 に 要 す る 資 金 (テ ール ゲ ー ト リ フ タ ー の 設 置 を 含 む)
3. 車 両 等 の 購 入 及 び 車 両 の 改 造 に 要 す る 資 金

(注) 土地取得のみでは対象になりません。

●融 資 条 件

1. 融 資 限 度

個 別 企 業 体	<u>4, 0 0 0 万 円</u>
共 同 体	<u>5, 0 0 0 万 円</u>

2. 貸 出 利 率
取扱金融機関の所定利率（優遇利率適用）による。

●償 還 期 間

- 10年以内とする。但し、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内
(車両については5年以内、自家用燃料供給施設については8年以内)

●償 還 方 法

- 据置期間（償還期間のうち6ヶ月以内）の終了後、月賦、隔月賦又は3ヶ月ごとの元金均等償還とする。

●担 保・保 証 人

- 取扱金融機関の定めるところによる。

(注) 協会は債務保証をいたしませんので、商工中金の定める担保と保証人を必要とします。
詳細につきましては、事前に「商工中金」にご相談下さい。

●再融資の制限

- 個別企業体、共同体とも再融資を受けようとする場合には、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができる。

(注) 近代化基金融資を利用して購入した車両については、車検証の「所有者」名義は借入を行った事業者であることが条件です。
また、土地・建物等についても、名義は借入を行った事業者であることが条件です。

●利子補給率

この融資の借入者に対し和歌山県トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利子補給を行うものとする。

借入者	個別企業体・共同体
利子補給率	年0.5%

●設備完成報告

借受人は、融資対象物件を完成（購入）後、すみやかに所定様式により報告すること。

報告がない場合には、利子補給を行わないことがあります。

なお、本制度を利用して購入した車両については、車検証の所有者及び使用者、また土地・建物等についても、借受人の名義にする必要がある。

<参考>

全日本トラック協会で実施する補完に係る融資条件

◎大規模プロジェクトの事業規模が、1億円を越え50億円以内の投資額の30%。なお、車両の購入及び改造を除く。

(注) 補完に係る融資の応募額の合計額が、その公募枠を上回る場合には公平に調整のうえ、応募額を下回る額を推薦額として決定することがある。

2. 環境対応車および省エネ関連機器導入に係る融資

●融資対象事業

全ト協及び県ト協の環境対応車導入促進助成事業対象となる環境対応車（CNG車及びハイブリッド車等）、省エネ関連機器（EMSおよびドライプレコーダー等）の購入に要する資金。

●融資条件

1. 融資限度 4,000万円

2. 貸出利率
取扱金融機関の所定の利率（優遇利率適用）による。

●償還期間

5年以内（措置期間6ヶ月を含む。）とする。

●償還方法

月賦、隔月賦、または3ヶ月ごとの元金均等償還とする。

●担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

(注) 協会は債務保証をいたしませんので、商工中金の定める担保と保証人を必要とします。

詳細につきましては、事前に「商工中金」にご相談下さい。

●利子補給率

この融資の借入者に対し、全日本トラック協会・和歌山県トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利子補給を行うものとする。

借入者	個別企業体・共同体
利子補給率	年0.5%（内、全ト協負担 利子補給額の1/3）

●設備完成報告

購入後、速やかに所定様式により報告すること。

報告がない場合には、利子補給を行わないことがある。

また環境対応車（CNG車・ハイブリッド車等）に適合する車検証（写）

または、省エネ関連機器の請求書、領収証等（写）を提出すること。

なお、本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも購入した者の名義にする必要がある。

3. ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資

- 融資対象事業 ポスト新長期等規制適合車の購入資金。
- 融資条件 1. 融資限度 4,000万円
2. 貸出利率 取扱金融機関の所定の利率（優遇利率適用）による。
- 償還期間 5年以内（措置期間 6ヶ月を含む）とする。
- 償還方法 月賦、隔月賦、または3ヶ月ごとの元金均等償還とする。
- 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。
(注) 協会は債務保証をいたしませんので、商工中金の定める担保と保証人を必要とします。
詳細につきましては、事前に「商工中金」にご相談下さい。
- 利子補給率 この融資の借入者に対し、全日本トラック協会・和歌山県トラック協会は、次の年利率により直接取扱金融機関に支払う方法で利子補給を行うものとする。
- | 借入者 | 個別企業体・共同体 |
|-------|---------------------------|
| 利子補給率 | 年0.5% (内、全ト協負担 利子補給額の1/3) |
- 設備完成報告 適合車購入後、速やかに、所定様式により報告すること。
報告がない場合には、利子補給を行わないことがある。
なお、本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも購入した者の名義にする必要がある。